

第5回上田市自治基本条例検証委員会 会議概要

1 審議会名	上田市自治基本条例検証委員会
2 日 時	令和7年11月7日(金) 午後3時00分から午後3時40分
3 会 場	市役所本庁舎 庁議室
4 出 席 者	金山委員(会長)、中村委員(副会長)、小林みゆき委員、竹花委員、田中委員、中沢委員、西委員、二瓶委員、橋詰委員、堀内委員、三井委員
5 市側出席者	堀内市民まちづくり推進部長、平田市民参加・協働推進課長、伊藤自治協働支援担当係長、櫻井地域内分権推進担当係長
6 公開・非公開	公開・一部公開・非公開
7 傍聴者	0人 記者 0人
8 会議概要作成年月日	令和7年12月4日

協議事項等

1 開会(事務局)

本日の会議は、前回会議の内容確認及び提言書の内容確認となる。小林潤子委員、田畠委員、長谷川委員、丸山委員は欠席。

2 会長あいさつ(会長)

7月28日の第1回目から数えて5回目の委員会となった。第4回まで、それぞれの立場でたくさんのご意見をいただいた。本日は、市長に対して提言書をお渡しする。最終チェックをお願いしたい。

3 協議事項(会長)

本日は、検証委員会のあと、午後4時から土屋市長への提言を行う予定となっており、3時45分までには会議を終了したい。次第に沿い進行する。

(1) 会議概要の確認

(事務局)

第4回検証委員会の会議概要(案)をお配りした。この会議概要是事前に送付しており、内容をご確認いただき、本日修正がなければ、市のホームページに掲載させていただきたい。

(会長)

ご質問、ご意見あればお願いしたい。

～意見なし～

(2) 第4回自治基本条例検証委員会の意見の確認

(事務局)

前回、それぞれ委員の皆様からご意見をいただいたものを、意見協議シートという形でまとめた。資料は事前に配布し、修正事項があるかをお聞きしたが、委員からは修正事項の報告はなかった。一通り説明させていただきたい。

まず、第30条(住民投票の実施)は、条文及び逐条解説とも改正は行わない。

続いて、第31条(住民投票の請求等)は、条文改正は行ないとし、逐条解説の改正は、委員からの意見として「住民投票を行うための根拠となる法令を逐条解説に入れた方がわかりやすい」との意見を受け、改正案として、「地方自治法(第74条)」の標記とし、具体的な法令を追記し変更させていただきたい。

続いて、第32条（国及び県との協力）は、条文及び逐条解説とも改正は行わない。

続いて、第33条（他の地方公共団体等との連携）は、条文改正は行わないとして、逐条解説の改正は、委員からの意見として「教育委員会の位置づけはどうか、商工会議所など商工団体とも連携が必要ではないか」との意見が出された。こちらは、教育委員会は市の補助執行機関であり、市の一体的なものとして捉えているため、逐条解説への追記は行わないとしている。また、商工団体については、関係する諸団体として含まれており、逐条解説の追記は行わないとしている。その他前回に示した改正案で変更させていただきたい。

続いて、第34条（市外の人々との交流）は、条文改正は行わないとして、逐条解説の改正は、委員からの意見として「上田市では姉妹都市提携として海外の都市もあるが、市外という表現だけでなく、『海外』という表現も入れた方が世界に発信するという姿勢が出てくるのではないか」とのご意見を受け、改正案としては、「姉妹都市（国内外）の住民や」を追記し変更させていただきたい。

続いて、第35条（多文化共生）は、条文の改正について、委員からの意見として「文章がわかりにくい」との意見をいただいた。こちらについては、条文作成のルールに則って作成しているため、修正は行わないとしている。逐条解説の改正は、意見がなかったため、改正は行わない。

続いて、附則は、条文改正を行わないとして、逐条解説の改正は、見直し経過について、改正前は文章で経過を記載してあったが、改正後は、箇条書きにし、検証委員会において代表的な事例を列記し変更させていただきたい。(1)平成27年度 条例改正（危機管理、住民自治組織を追加）、逐条解説の見直し（自治会への加入促進、市民同士の情報共有等）、条例の運用（職員の責務、パブリックコメントの制度化等）、(2)令和2年度 逐条解説の見直し（日本遺産の認定、感染症対策等）、条例の運用（人権に関する取組、子どもの権利等）、(3)令和7年度 逐条解説の見直し（防災に係る地域コミュニティへの支援、情報提供のあり方等、条例の運用（自治会と住民自治組織、市政の情報提供等）とし、この内容で修正させていただきたい。

前回の会議において、最後の附則まで確認を行った。

（会長）

ご意見、ご質問をお願いしたい。

～意見なし～

（3）提言書（案）の確認

（事務局）

本日お配りした「上田市自治基本条例の検証にかかる提言書（案）」の資料をお願いしたい。提言書（案）は、事前資料としてお配りし、修正事項があるか、お聞きしたところ、修正事項があり変更を行っている。この提言書（案）の内容について説明させていただきたい。

全体の構成として、「はじめに」、「検証方法」、「検証結果」、「今後の課題」とし、その他、「検証委員会名簿」、「検証の経過」となっている。

「Iはじめに」では、検証の背景や前回の見直し内容、今回の見直しの経過を記載している。「前回の見直しから5年目にあたる今年度、15人の市民による「検証委員会」を設置し、7月から計5回にわたって委員会を開催し検証を重ね、提言書を取りまとめました。」とし、今回の検証の部分を説明している。

続いて「II検証方法」では、自治基本条例は、5年ごとの見直し規定が設けられているため、3つの視点により検証を行った。1として、社会情勢の変化に対応した規定となっているか、2として、上田市にふさわしい自治を推進する内容となっているか、3として条例が活用されているか、この3つの視点で検証を進めた。

続いて「III検証結果」では、前回の見直しから4年余が経過する中、各条項及びそれに基づいた市の取

組を確認した上で、「条文の改正」、「逐条解説の見直し」、「条例の運用」の3つの区分に整理し、検証結果として提言するものを説明している。

「1 条文の改正（社会情勢の変化等による新たな規定の追加等）」では、「本条例の検証を行った結果、自治の basic 理念や具体的な制度がしっかりと網羅されていること、各条文が適切に記述されていることを確認しました。また、これまでの取組が条例の趣旨を反映していることも評価されました。前回の見直しから4年以上が経過し、コロナ禍を経験するなど、社会情勢には様々な変化があったものの、条例の条文を見直すほどの重要な影響を及ぼしているとは言えませんでした。これに加え、条例の運用においても特に問題は見受けられませんでした。したがって、今回の見直しにおいては、条文の改正は必要ないとの結論に達しました。今後も、市においては、条例の趣旨に基づく取組の継続が求められます。」とした。

次に、「2 逐条解説の見直し」につきましては、市民に十分理解していただくための修正等を提言するものである。

「前文」では、幕末時代に活躍した「松平忠固（まつだいら ただかた）」については、あまり知られていない現状であるため、功績を正当に評価し、地域の歴史教育を通じて重要性を示す必要がある。具体的な修正内容はご覧の通り。

「第4条（自治の基本条例）」は、地域協議会について、地域協議会名が具体的に記載されていないので、それぞれの協議会名を明記すべきである。

「第6条（市民の権利）」は、令和5年4月の子ども家庭庁発足に伴う「子ども基本法」の施行及び「子ども大綱」が策定されたことに対する反映が必要である。

「第7条（市議会の役割及び責務）」は、上田市には、さまざまな国籍を持つ市民が共に生活し、地域社会を形成しているが、現在の市議会において外国籍市民には参政権が認められていない。この状況を踏まえ、外国籍市民の意見を的確に吸い上げ、市政に反映させるための具体的な措置を記載する必要がある。

「第11条（市の役割及び責務）」は、現状に合わせた変更が必要である。

「第13条（地域コミュニティの役割）」は、こちらも現状に合わせた変更が必要である。

「第15条（地域コミュニティへの支援）」は、地域の安全を確保するためには、自主防災組織の機能強化が欠かせない。しかし、現状の自主防災組織はその機能を十分に発揮していないと考えられる。この問題に対処するためには、まずその実態を把握し、市がしっかりとチェック体制を構築することが必要である。

「第16条（情報の提供）」は、上田市では、さまざまな情報提供方法を通じて市民に必要な情報を届けることが求められている。市民が求めている情報の把握を行うとともに、『分かりやすい情報提供』が必要である。

「第18条（個人情報の保護）」は、現状に合わせた変更が必要である。

「第19条（地域防災力・防犯力の向上）」は、災害時には、救助活動が市民の安心につながる重要な要素となる。そのため、警察や消防との連携を強化し、安全を確保できる環境を整備することが重要と考える。

「第21条（地域内分権の推進）」は、こちらも現状に合わせた変更が必要である。

「第22条（総合計画）」は、こちらも現状に合わせた変更が必要である。

「第31条（住民投票の請求等）」は、分かり易く表現するため法令の具体的な記載が必要と考える。

「第33条（他の地方公共団体等との連携）」は、こちらも現状に合わせた変更が必要である。

「第34条（市外の人々との交流）」は、上田市では姉妹都市提携として海外の都市もあるため、市外という表現だけでなく、「海外」も含まれるという表現も必要と考える。

「附則」は、今回行われた自治基本条例検証委員会の実施の状況に合わせた変更が必要である。

「3 条例の運用」につきましては、3項目、条例の趣旨を生かす取組の推進についての提言である。

まず「(1)子どもの権利に関する取組について」は、「前回の提言において、子どもの権利に関する条例の制定を要望し、今回の検証委員会の報告においてその制定が進められているとのお話を聞きし、大変嬉しく思っています。この条例は、子どもの権利を保障する基盤となるものであり、地域社会全体における子どもへの理解や配慮の重要性を再認識させるものです。今後の条例制定の取組には大いに期待しており、行政と地域が連携して子どもたちの権利を守るためのさらなる一歩を踏み出すことを心より願っています。みんなが子どもたちに寄り添い、共に成長できる社会を目指して、引き続きご尽力いただければ幸いです。」とした。

「(2)自治会と住民自治組織における今後の課題について」は、「自治会と住民自治組織は、地域の自立と活性化を実現するために重要な存在です。しかし、現状ではその役割が十分に理解されておらず、特に小規模な自治会が機能不全に陥っているという課題が浮き彫りになっています。また、自治会の加入者数も年々減少している状況があります。このため、自治会と住民自治組織の役割を再確認し、それぞれが地域社会において果たすべき具体的な役割を整理する必要があります。地域住民の多様なニーズに応じたサポート内容を明確にし、住民自治組織にはより積極的な役割を果たすことが求められます。特に上田市内には20世帯未満の小規模自治会が多数存在しています。これらの自治会が活動を円滑に行うためには、住民自治組織との連携が不可欠と考えます。」とした。

「(3)市政の情報提供について」は、「近年、市政の情報提供において自治会は重要な役割を担っていますが、市民への情報伝達手段が限られています。特に自治会に加入していない市民にとっては情報が届きにくい状況が指摘されています。このため、ごみの出し方やその他の重要な地域情報が周知されず、さまざまな問題が発生しています。今後は、より効果的な情報提供手段を確立する必要があります。例えば、デジタルツールの活用や、直接各戸に情報を配布するシステムの導入などが考えられます。手法はさまざまに考えられますが、自治会に参加していない市民にも情報が届くよう配慮することが重要と考えます。」とした。

最後に、「IV 今後の課題」について、2項目の提言である。

「1市民周知について」は、「この条例は理念に基づく条例であるため、条文だけを周知してもその意義が十分に伝わりにくい側面があります。しかし、本市の自治の基本規範として市民に広く認識されるためには、今回の検証を契機にさらなる周知を行うことが重要です。本条例は、ホームページやパンフレットの作成など様々な媒体によって周知が図られていますが、今後も市民に認知・理解されるよう、条例の浸透、認知度・理解度の向上に継続的に努める必要があります。」とした。

「2検証における課題について」は、「自治基本条例は、地域の自治や市民の参加を推進するための基本的な枠組みを示していますが、その実効性を維持するためには、社会情勢や市民のニーズの変化に応じて適宜見直しを行うことが不可欠です。これにより、条例が常に現実に即したものであり続け、地域社会のニーズに応えることができます。今後も継続的にこの条例の検証を行うとともに、市民への周知や理解を深めるための取組を進めていくことが望まれます。そのためには、多様な媒体を活用した情報発信や、市民参加の機会を増やすことを検討することが重要と考えます。」とした。

以上が提言書（案）の内容となっている。この案について、最終の確認をしていただきたい。

(会長)

ご意見、ご質問をお願いしたい。

(委員)

提言書（案）3ページの上から3行目「国造」のルビは「くにみのやつこ」ではなく「くにのみやつこ」だと思うがどうか。

(事務局)

修正させていただく。もう一点、「科野国」のルビが「しなのくに」となっている。これも誤りのため

「しなののくに」に修正させていただきたい。

(委員)

提言書（案）21ページで、事前の意見募集後において変更になっている部分があるが、変更の意図や理由を教えていただきたい。

(事務局)

「取組」の文字の修正は送り仮名に「み」が入っていたが、名詞的な表現をさせていただくときには「取組」とし、統一させていただいた。住民自治組織の部分では同じ言葉が重なっている部分があったため、より読みやすく修正をさせていただいた。そういう内容が主な修正点である。

(会長)

他はどうか。なければ、先程の修正点を修正したうえで、この提言書（案）を最終とすることによろしいか。

～全員了承～

4 その他

(1) 市長の提言について（午後4時～）

(2) 次回日程及び内容について

次回 第6回 上田市自治基本条例検証委員会

日時 令和8年1月23日(金) 午後2時から

場所 市役所南庁舎5階 S503会議室

5 閉会